

令和 2年 5月 8日提出

第 2 回市議会臨時会議案（2）

浜 松 市

議 案 件 目

第 70 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	1
報 第 4 号	専決処分の承認について (浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について)	3

資 料

議案 (2) の参考資料	5
第 70 号議案の説明資料	6
報 第 4 号の説明資料	7

第 70 号 議 案

令和 2年 5月 8日 提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>11 令和2年5月1日から<u>同月31日</u>までの間における市長の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、別表第1の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>11 令和2年5月1日から<u>同年6月30日</u>までの間における市長の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、別表第1の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。<u>ただし、第6条第2項に規定する期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、別表第1に規定する額とする。</u></p> <p><u>（令和2年6月に支給する期末手当の特例）</u></p> <p>12 <u>令和2年6月に支給する市長の期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の239.25」とあるのは、「100分の119.625」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 第 4 号
令和 2年 5月 8日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 鈴木 康 友

専 第 18 号
令和 2年 4月30日専 決

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (給料月額の特例) 10 (略)	附 則 (給料月額の特例) 10 (略) <u>11 令和2年5月1日から同月31日まで</u> <u>の間における市長の給料月額は、第4条の</u> <u>規定にかかわらず、別表第1の規定を適用</u> <u>した場合にその者が支給を受けることがで</u> <u>きる額から、当該額に100分の50を乗</u> <u>じて得た額（その額に1円未満の端数があ</u> <u>るときは、これを切り捨てた額）を減じた</u> <u>額とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案（２）の参考資料

第 70 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況等に鑑み、市長について給料月額及び期末手当の額の特例措置を講じるものであります。

報 第 4 号 専決処分の承認について

専 第 18 号 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

（令和 2 年 4 月 30 日専決）

この条例は、緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況等に鑑み、市長について給料月額の特例措置を講じるものであります。

改正内容については令和 2 年 5 月分給料支給について直ちに対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

※ 地方自治法抄

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 （略）

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

(第 70 号議案の説明資料)

人事課

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況等に鑑み、市長の給料月額及び期末手当の額を減額する措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 令和 2 年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間において、市長の給料月額について 1 0 0 分の 5 0 を乗じた額を減額するものです。
- 2 令和 2 年 6 月に支給される市長の期末手当の支給割合について「1 0 0 分の 2 3 9 . 2 5」から「1 0 0 分の 1 1 9 . 6 2 5」にするものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(報第4号の説明資料)

人事課

専決処分の承認について（浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について）

(報告要旨)

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況等に鑑み、市長の給料月額を減額する措置を講じるため、条例の一部を改正したものです。

改正内容については令和2年5月分給料支給について直ちに対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

令和2年5月1日から同月31日までの間において、市長の給料月額について100分の50を乗じた額を減額するものです。

(専決処分日)

令和2年4月30日